

(第64号議案)

中野区自転車駐車場条例の一部を改正する条例について

令和8年4月下旬に、囲町東地区第一種市街地再開発事業の進展に伴い、再開発建築物内の自転車駐車場の引き渡しを受け、令和8年6月1日より「囲町自転車駐車場」を新設する予定である。

また、これに併せて、区の歳出抑制と業務効率向上を図りつつ、利用者の利便性向上により放置自転車を抑制することを目的として、令和8年4月1日より区営自転車駐車場の一部(8施設)において、指定管理者制度を導入する予定である。

上記に対応するため、中野区自転車駐車場条例の一部を改正する。

1 開設する施設

(1) 施設名 : 囲町自転車駐車場

(2) 所在地 : 中野四丁目15番1号(A敷地)及び16番1号(B敷地)

(位置の詳細は別紙1のとおり)

収容台数: 1350台(平置き、2段ラック、傾斜ラック)

(3) 利用内容

利用料、利用時間等の利用形態については、本改正条例議決後、中野区自転車駐車場条例施行規則において規定する。

(4) 開設日

令和8年6月1日

2 廃止する施設

(1) 施設名 : 中野西自転車駐車場

(2) 所在地 : 中野四丁目14番

(位置の詳細は別紙1のとおり)

収容台数: 1400台(屋外平置き、2段ラック)

(3) 廃止日

令和8年6月1日

3 指定管理者制度の導入

(1) 対象施設(位置は別紙1のとおり)

①中野四季の森公園地下自転車駐車場

- ② 囲町自転車駐車場
- ③ 中野南自転車駐車場
- ④ 東中野駅自転車駐車場
- ⑤ 東中野駅前広場地下自転車駐車場
- ⑥ 東中野東自転車駐車場
- ⑦ 中野坂上駅自転車駐車場
- ⑧ 杉山公園地下自転車駐車場

(2) 指定管理者が行う主な業務

- ① 自転車駐車場等の利用に関する業務（車両の管理、受付・案内、料金收受等）
- ② 施設内の清掃、整理・整頓、その他環境整備に関する業務
- ③ 施設、附属施設及び物品の保全に関する業務
- ④ 安全・安心に関する業務

(3) 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）
（囲町自転車駐車場については、令和8年6月1日開始）

(4) 選定方法 企画提案公募型事業者選定方式

4 その他改正内容

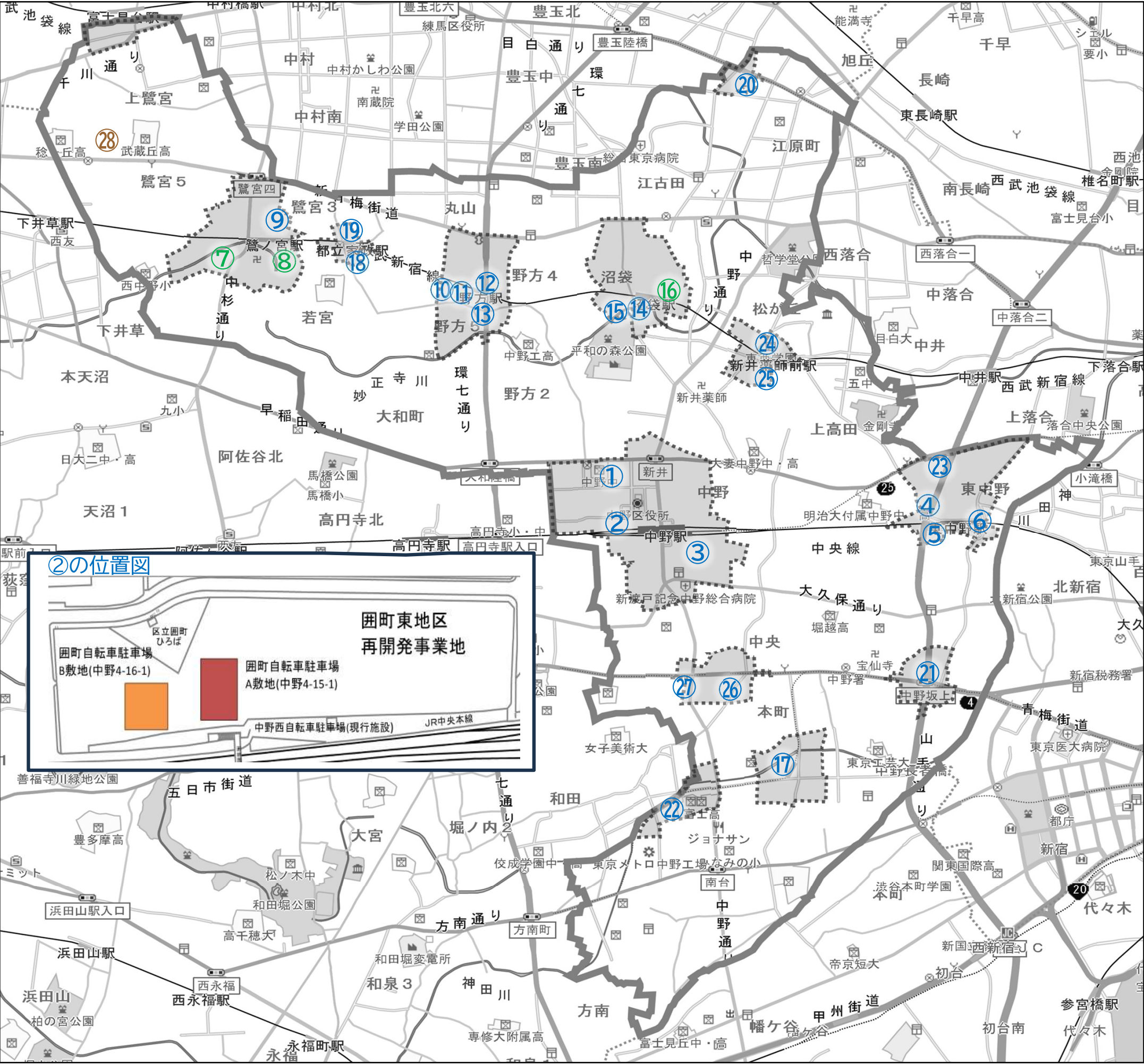
- (1) 現在、中野区自転車等放置防止条例施行規則にて位置づけている「東中野東自転車等駐車整理区画」を、「東中野東自転車駐車場」として中野区自転車駐車場条例に公の施設として位置づけ、指定管理者制度導入の対象とする。
- (2) 「自転車」、「原動機付自転車」及び「自動二輪車」について明確な定義付けを行う。
- (3) 利用形態として「時間利用」を追加する。
- (4) その他、表記の修正及び統一を行う。

5 中野区自転車駐車場条例新旧対照表

別紙2のとおり

6 今後の予定

令和7年7月	指定管理者候補者の公募
令和7年9月頃	指定管理者候補者の選定
令和7年11月頃	指定管理者の指定に関する議案提出
令和8年4月1日	指定管理者による運営の開始（囲町自転車駐車場以外）
令和8年6月1日	指定管理者による運営の開始（囲町自転車駐車場）



別紙1

★①中野四季の森公園地下自転車駐車場
★②田町自転車駐車場
★③中野南自転車駐車場
★④東中野駅自転車駐車場
★⑤東中野駅前広場地下自転車駐車場
★⑥東中野東自転車駐車場
⑦鷺宮南自転車駐車場 鷺宮南自転車保管場所
⑧鷺宮東自転車駐車場 鷺宮東自転車保管場所
⑨鷺宮北自転車駐車場
⑩野方第一自転車駐車場
⑪野方第二自転車駐車場
⑫野方東自転車等駐車整理区画（北）
⑬野方東自転車等駐車整理区画（南）
⑭沼袋第一自転車駐車場
⑮沼袋南自転車等駐車整理区画
⑯沼袋地下自転車駐車場 沼袋地下自転車保管場所
⑰中野新橋駅自転車駐車場
⑱都立家政南自転車駐車場
⑲都立家政北自転車駐車場
⑳新江古田自転車駐車場
★㉑中野坂上駅自転車駐車場
㉒中野富士見町自転車駐車場
㉓落合駅自転車等駐車整理区画
㉔新井薬師北自転車駐車場
㉕新井薬師南自転車駐車場
㉖鍋横自転車駐車場
★㉗杉山公園地下自転車駐車場
㉘上鷺自転車保管場所

- ★・・・指定管理制度を導入する自転車駐車場等
- ・・・自転車駐車場
- ・・・自転車保管場所
- ・・・駐車場・保管場所併設施設

中野区自転車駐車場条例新旧対照表

改正案	現行
第1条 (略) <u>(定義)</u> 第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。 (2) 原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。 (3) 自動二輪車 道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車及び同条に規定する普通自動二輪車をいう。 (4) 車両 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車をいう。 第2条・第3条 (略) <u>(指定管理者による管理)</u> 第3条の2 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、<u>区長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に駐車場の管理を行わせることができる。</u> <u>(指定管理者が行う業務)</u> 第3条の3 指定管理者は、区長が指定する駐車場について次に掲げる業務を行うものとする。 (1) <u>施設及び設備の維持管理に関すること（区長の権限に属するものを除く。）。</u> (2) <u>次条第1項ただし書の規定による利用に関すること。</u> (3) <u>第6条第1項に規定する登録の承認に関すること。</u> (4) <u>第9条の4において準用する第7条第1項ただし書の規定により利用料金を免除すること。</u> (5) <u>第9条の4において準用する第9条ただし書の規定により利用料金を還付すること。</u> (6) <u>第9条の4において準用する第9条の3第1項の規定により休場日及び利用時間を定め</u>	第1条 (略) 第2条・第3条 (略)

ること。

(7) 第10条の規定により第6条第1項に規定する登録又は利用の制限をすること。

(8) 第11条の規定により第6条第1項に規定する登録を取り消し、又は利用を停止すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

(利用対象者)

第4条 駐車場を利用することができる者は、車両を通勤又は通学のために利用する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、区長（指定管理者が管理する駐車場にあつては、指定管理者。第6条第1項、第10条及び第11条において同じ。）が特に必要と認める者については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 次条第1項第1号に規定する1日利用及び同号に規定する時間利用については、前項の規定は、適用しない。

(利用の形態)

第5条 駐車場の利用の形態は、次の各号に掲げる駐車場の種類に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 有料制駐車場 当該有料制駐車場に係る次条第1項に規定する登録の有効期間中における1か月又は3か月を単位とする利用（以下「定期利用」という。）、1日を単位とする利用（以下「1日利用」という。）及び時間を単位とする利用（以下「時間利用」という。）

(2) 登録制駐車場 当該登録制駐車場に係る次条第1項に規定する登録の有効期間中の利用

2 定期利用、1日利用及び時間利用をすることができる有料制駐車場は、区長が別に定める。

(登録)

第6条 区長が管理する有料制駐車場の定期利用又は規則で定める有料制駐車場の1日利用をし

(利用対象者)

第4条 駐車場を利用することができる者は、自転車を通勤又は通学のために利用する者で、次の各号に該当するものとする。ただし、区長が特に必要と認める者は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 有料制駐車場の1日を単位とする利用（以下「1日利用」という。）については、前項の規定を適用しない。

(利用の形態)

第5条 駐車場の利用の形態は、駐車場の種類に応じ、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 有料制駐車場 当該有料制駐車場の利用に係る次条第1項の規定による登録の有効期間中における1か月又は3か月を単位とする利用（以下「定期利用」という。）及び1日利用

(2) 登録制駐車場 当該登録制駐車場の利用に係る次条第1項の規定による登録の有効期間中の利用

2 定期利用をすることができる有料制駐車場及び1日利用をすることができる有料制駐車場は、規則で定める。

(登録)

第6条 有料制駐車場の定期利用又は規則で定める有料制駐車場の1日利用をしようとする者及

ようとする者及び区長が管理する登録制駐車場を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に申請し、利用資格の登録（以下「登録」という。）の承認を受けなければならない。

2 （略）

（利用料等の納付）

第7条 前条第1項の規定により区長が管理する駐車場に係る登録（規則で定める有料制駐車場の1日利用に係る登録を除く。）の承認を受けた者は、有料制駐車場にあつてはその利用形態に応じた利用料を、登録制駐車場にあつては登録料を利用の前に納付しなければならない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、当該利用料又は登録料を免除することができる。

2 前項の規定により利用料又は登録料を納付した者（同項ただし書の規定により免除を受けた者を含む。）に限り、当該登録に係る駐車場を利用することができるものとする。

3 （略）

4 有料制駐車場の時間利用をした者は、利用の後、その時間数に応じた時間利用の利用料を納付しなければならない。

第8条 （略）

（利用料等の不還付）

第9条 既納の利用料及び登録料は、還付しない。
ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（利用料金）

第9条の2 指定管理者は、その管理する有料制駐車場にあつては別表第2利用料の額の項に、登録制駐車場にあつては同表登録料の額の項に定める額を限度として利用料金を定め、これを指定管理者の収入として収受することができる。

2 指定管理者は、利用料金を定め、又は改定しようとするときは、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。

（休場日等）

び登録制駐車場を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に申請し、利用資格の登録（以下「登録」という。）の承認を受けなければならない。

2 （略）

（利用料等の納付）

第7条 前条第1項の規定により登録（規則で定める有料制自転車駐車場の1日利用に係る登録を除く。）の承認を受けた者（以下この項において「登録者」という。）は、有料制駐車場に係る登録者にあつては、その利用形態に相当する利用料を、登録制駐車場に係る登録者にあつては登録料を利用の前に納付しなければならない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、当該利用料又は登録料を免除することができる。

2 前項の利用料又は登録料を納付した者（同項ただし書の規定により免除を受けた者を含む。）に限り、当該登録に係る駐車場を利用することができるものとする。

3 （略）

第8条 （略）

第9条 削除

第9条の3 区長は、駐車場の管理上必要と認めるときは、その管理する駐車場の休場日及び利用時間を定めることができる。

2 次条の規定による読替え後の前項の規定により指定管理者が休場日及び利用時間を定めるときは、区長に申請し、その承認を受けなければならない。

(準用)

第9条の4 第7条、第9条及び前条第1項の規定は、指定管理者が駐車場の管理を行う場合について準用する。この場合において、第7条の見出し及び第9条の見出し中「利用料等」とあり、第7条第2項中「利用料又は登録料」とあり、同条第3項及び第4項中「利用料」とあり、並びに第9条中「利用料及び登録料」とあるのは「利用料金」と、第7条第1項、第9条ただし書及び前条第1項中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第7条第1項中「利用料を」とあるのは「当該駐車場の利用についての利用料金を」と、「あつては登録料」とあるのは「あつては当該駐車場に係る登録についての利用料金」と、同項ただし書中「当該利用料又は登録料」とあるのは「これらの利用料金」と、前条第1項中「駐車場の管理上必要と認めるときは、その」とあるのは「その」と読み替えるものとする。

(登録及び利用の制限)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その管理する駐車場に係る登録又は当該駐車場の利用を制限することができる。

- (1) 当該登録の申請又は当該駐車場を利用しようとする者の数が車両を収容することができる台数を超えるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該駐車場の管理上支障があるとき。

(登録の取消し等)

第11条 区長は、その管理する駐車場について第6条第1項の規定により登録の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録を取り消し、又は当該駐車場の利用を停止することができる。

(登録及び利用の制限)

第10条 区長は、次の各号の一に該当する場合は、登録又は駐車場の利用を制限することができる。

- (1) 登録の申請又は駐車場を利用しようとする者の数が、区長が定める当該駐車場における車両の収容定数を超えるとき。
- (2) その他、駐車場の管理上支障があるとき。

(登録の取消し等)

第11条 区長は、登録者(第6条第1項の規定により登録の承認を受けた者をいう。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消し、又は駐車場の利用を停止することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 当該駐車場に車両を2か月以上継続して駐車したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が当該駐車場の管理上必要と認めるとき。

(遵守事項)

第12条 駐車場を利用する者は、当該駐車場内において、次の事項を守らなければならない。

(1) 駐車場の施設又は設備を毀損し、又は滅失しないこと。

(2) (略)

(3) 騒音を発生させる行為、危険物を持ち込む行為その他公序良俗に反する行為をしないこと。

(4) 駐車場の管理に当たる者の指示に従うこと。

2 区長は、前項各号に掲げる事項のほか、駐車場の利用上必要な条件を定め、又はこれを変更することができる。

(違反車両の移送及び保管)

第13条 区長は、駐車場内において次の各号のいずれかに該当する車両があるときは、これを一定の場所に移送し、保管することができる。

(1) (略)

(2) 納付すべき利用料又は登録料(指定管理者が管理する駐車場にあつては、利用料金)を納付していない車両

(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則(前条第2項に規定する条件を含む。)に違反した利用をしている車両で、区長が駐車場の管理上移送を必要と認めるもの

2 (略)

3 区長は、第1項の規定により保管した車両(以下「保管車両」という。)の所有者又は利用者(以下「所有者等」という。)が明らかになつたときは、当該所有者等に、前項の規定により公示した事項を遅滞なく通知しなければならない。

4 区長は、保管車両を規則で定める期間保管する

(1)・(2) (略)

(3) 駐車場に自転車を2か月以上継続して駐車したとき。

(4) その他、区長が駐車場の管理上必要と認めるとき。

(順守事項)

第12条 駐車場を利用する者は、当該駐車場内で次の事項を守らなければならない。

(1) 駐車場の設備をき損し、又は滅失しないこと。

(2) (略)

(3) 騒音を発生させ、又は危険物を持ち込むなど公序良俗に反する行為をしないこと。

(4) 特別の事情がない限り、自転車その他の車両を2日以上継続して駐車しないこと。

(5) 駐車場の管理にあたる者の指示に従うこと。

2 区長は、前項に掲げる事項のほか、駐車場の利用上必要な条件を定め、又はこれを変更することができる。

(違反車両の移送及び保管)

第13条 区長は、駐車場内において次の各号のいずれかに該当する車両があるときは、これを一定の場所に移送し、保管することができる。

(1) (略)

(2) 納付すべき利用料又は登録料を納付していない車両

(3) その他、この条例又はこの条例に基づく規則(前条第2項の規定に基づき区長が定める利用の条件を含む。)に違反した利用をしている車両で、区長が駐車場の管理上移送を必要と認めるもの

2 (略)

3 区長は、第1項の規定により保管した車両(以下「保管車両」という。)の所有者又は利用者(以下「所有者等」という。)が明らかになつたときは、その者に、前項の規定により公示した事項を遅滞なく通知しなければならない。

4 区長は、保管車両を規則で定める期間保管する

ものとする。ただし、明らかに車両としての機能を喪失しているものについては、この限りでない。

第14条～第17条 （略）

（権利の譲渡等の禁止）

第18条 駐車場を利用する権利は、これを譲渡し、又は貸与してはならない。

（秘密保持義務等）

第19条 指定管理者の代表者その他の役員及びその業務に従事する者（以下「従事者等」という。）は、当該業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己若しくは第三者の利益を図る等不当な目的のために利用してはならない。指定の期間が終了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者等がその職を退いた後においても、同様とする。

第20条・第21条 （略）

附 則 （略）

別表第1（第2条関係）

種類	名称	位置
有料制駐車場	鷺宮南自転車駐車場	（略）
	～	～
	杉山公園地下自転車駐車場	（略）
	用町自転車駐車場	中野区中野四丁目
		15番1号及び中野区中野四丁目16番1号
	東中野駅前広場地下自転車駐車場	（略）
	中野四季の森公園	（略）

ものとする。ただし、明らかに車両としての機能を喪失しているものについては、この限りではない。

第14条～第17条 （略）

（利用料等の不還付）

第18条 既納の利用料及び登録料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（権利の譲渡等の禁止）

第19条 駐車場を利用する権利は、これを譲渡し、又は転貸してはならない。

（休場日）

第20条 区長は、管理上必要と認めるときは、駐車場の休場日を定めることができる。

第21条・第22条 （略）

附 則 （略）

別表第1（第2条関係）

種類	名称	位置
有料制駐車場	鷺宮南自転車駐車場	（略）
	～	～
	杉山公園地下自転車駐車場	（略）
	中野西自転車駐車場	中野区中野四丁目
		14番
	東中野駅前広場地下自転車駐車場	（略）
	中野四季の森公園	（略）

	地下自転車駐車場	
登録制駐車場	新江古田自転車駐 車場	(略)
	中野富士見町自転 車駐車場	(略)
	東中野東自転車駐 車場	中野区東中野五丁 目3番先

別表第2（第8条、第9条の2関係）

区分			自転車	原動機付自転 車及び自動二 輪車
利 用 料 の 額	定期	1 か月利 用	1 台につ き2,500円	—
		3 か月利 用	1 台につ き7,500円	
		1 日利用	1 台につ き200円	1 台につ き400円
	時間利用		1 台につ き1時間 あたり5 0円	1 台につ き1時間 あたり1 00円
	登録料の額		1 台につ き12,000円	—

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の次に1条を加える改正規定、第4条第1項の改正規定（「自転車」を「車両」に改める部分に限る。）、第11条第3号の改正規定（「自転車」を「車両」に改める部分に限る。）、第12条の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 公布の日

(2) 別表第1 有料制駐車場の項の改正規定 令和8年6月1日

（準備行為）

2 改正後の別表第1に掲げる登録制駐車場のうち東中野東自転車駐車場の利用に係る中野区自

	地下自転車駐車場	
登録制駐車場	新江古田自転車駐 車場	(略)
	中野富士見町自転 車駐車場	(略)

別表第2（第8条関係）

区分		自転車	原動機付自転 車及び自動二 輪車
利 用 料 の 額	1 か月利用	1 台につ き2,500円	
	3 か月利用	1 台につ き7,500円	
	1 日利用	1 台につ き200円	1 台につ き400円
登 録 料 の 額		1 台につ き12,000円	

転車駐車場条例第6条の規定による利用資格の登録（以下「登録」という。）の承認、同条例第7条第1項の規定による登録料の納付及び免除、同条例第10条の規定による登録の制限、同条例第11条の規定による登録の取消しその他必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

3 改正後の別表第1に掲げる有料制駐車場のうち
ち囲町自転車駐車場の利用に係る中野区自転車
駐車場条例第6条の規定による登録の承認、同条
例第7条第1項の規定による利用料の納付及び
免除、同条例第10条の規定による登録の制限、
同条例第11条の規定による登録の取消しその
他必要な行為は、附則第1項第2号に規定する改
正規定の施行の日前においても行うことができ
る。